

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 14(許)2	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	推定相続人廃除申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件	原審事件番号	平成 13(ラ)212
裁判年月日	平成 14 年 7 月 12 日	原審裁判年月日	平成 13 年 11 月 7 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	決定		
結果	却下		
判例集等	集民 第 206 号 815 頁		

判示事項	遺言執行者による推定相続人の廃除の申立てを却下する審判に対し他の推定相続人である参加人が即時抗告をすることの許否
裁判要旨	遺言執行者が推定相続人の廃除を求める審判手続において、廃除を求められていない推定相続人が利害関係人として審判手続に参加した場合に、参加人は廃除の申立てを却下する審判に対して即時抗告をすることができない

全 文	
主 文	
本件抗告を却下する。 抗告費用は抗告人の負担とする。	
理 由	
職権により本件抗告の適否について検討する。 【要旨】遺言執行者が推定相続人の廃除を求める審判手続において、廃除を求められていない推定相続人が利害関係人として審判手続に参加した場合に、その参加人は廃除の申立てを却下する審判に対して即時抗告をすることができない（家事審判規則 100 条 2 項，27 条 2 項参照）。 したがって、本件抗告は不適法なものとして却下を免れない。 よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 福田博 裁判官 北川弘治 裁判官 亀山継夫 裁判官 梶谷玄)	

※参考：判例タイムズ 1109 号 138 頁、判例時報 1805 号 61 頁